

会社側ニ於テハ九月七日合同問題ニ關シ本社ニ來訪
シタル現業員會代表者

高橋濱之助 大山三郎 高橋 涉 石塚義藏

外ニ右ニ對シ堀内社長ガリ会社ノ左宮雜並現業員、
同志會ノ合同ノ必要等ヲ建議シタル後

コノ際両會共從來ヨリノ感情ヲ一擲シ先般会社ニ
於テ草案提示セル規約（九月六日所社第一七九七
号申報）ニ賛シ其力ニ合同セラレタリ

ト述アル所アリタリ
之ニ對シ代表者等ハ考慮ヲ約シテ退出セルガ会社側
ニ於テハ同志會ハ会社提案ノ規約ニ對シ無条件承認
ノ意アルモノトナシ飽テ現業員會側ニ於テ会社提案

ノ規約ヲ否認スルニ於テハ現業員會解散ノ手段ヲト
ラントスルノ意嚮アリテ態度極メテ強硬ナリ

(三) 現業員側ノ態度

現業員側ニ於テハ今四ノ会社提案ノ合同規約ハ同志
會ノ規約ニ偏シ居ルノコトヲ規約第二條（本會ハ
會員相互ノ福利増進作業ノ改善研究ヲ助救濟ヲ目的
トス）ノ如キハ明カニ現業員會ノ労働組合タルノ性
質ヲ骨抜きニサントノ意圖アルモノナリトナレ九
月八日午後六時ヨリ本部ニ執行委員會ヲ開催シ種々
対策協議シ遂ケタルガ結局別記（一）ノ如キ規約ヲ作成
シ本規約ヲ合同規約トシテ採用サレシコトヲ會社小
林至業課長ニ提出懇願スル所アリタリ